

諮問第 32 号の答申
医療施設調査の変更について（案）

本委員会は、医療施設調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

2 理由等

(1) 調査事項

ア 調査事項の追加

厚生労働省は、表 1 に掲げる調査事項を追加することを計画している。

これらについては、①産科や小児・周産期医療、医療安全、医師の負担軽減といった医療施策を検討するに当たっての基礎資料を得るために追加されるものであり、本調査の目的に沿っていること、及び②調査事項の内容は複雑でなく、報告者負担も過重ではないとみられることから、適当である。

表 1：追加する調査事項

追加する調査事項		対象となる調査票
項目	細目	
処方状況等	内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定	病院票
医師事務作業補助者	—	病院票
病院に在籍する保育士	—	病院票
専門外来の設置	助産師外来	病院票、一般診療所票
医療安全体制	院内感染防止対策の専任担当者の状況	病院票
特殊診療設備	G C U（新生児治療回復室）、陰圧室	病院票
手術等の実施状況	院内助産所の有無	病院票、一般診療所票
	悪性腫瘍手術（肺がん、肝臓がん）	一般診療所票
インプラント手術の実施状況	実施件数	歯科診療所票
歯科設備	デンタル X 線装置（アナログ）、デンタル X 線装置（デジタル）、パノラマ X 線装置（アナログ）、パノラマ X 線装置（デジタル）、ポータブル歯科ユニット	病院票、一般診療所票、歯科診療所票
新人看護職員研修の状況	—	病院票
従事者数	保育士	一般診療所票

イ 調査事項の削除

厚生労働省は、表2に掲げる調査事項を削除することを計画している。

これらは、それぞれ、過去の本調査の結果、他の統計調査の結果、行政記録情報等で行政上の需要をほぼ満たすことが可能であることなどから、報告者負担を考慮し削除することとされたものであり、おおむね適当である。

ただし、下記（ア）から（エ）の削除については、計画の修正が必要である。

（ア）許可病床数等

厚生労働省は、「許可病床数等」のうち、「回復期リハビリテーション病棟」、「認知症病棟」及び「介護保険移行準備病棟」について、診療報酬の算定に係る施設基準の届出による情報（以下「届出情報」という。）があることを理由に削除することとしている。

しかしながら、届出情報の保存形態等の問題から、届出情報と本調査の調査票情報とを同定し、結合することは不可能であり、本調査で「回復期リハビリテーション病棟」等を削除した場合、回復期リハビリテーション病棟等の病床数と医療施設の様々な属性とのクロス集計ができなくなる。

これは、現在我が国で課題となっている医療施設の機能（急性期医療、回復期医療、慢性期医療）分化の実態や在り方の研究等ができなくなることを意味しており、削除は、本調査の有用性を大きく低下させると考えられる。

したがって、「回復期リハビリテーション病棟」、「認知症病棟」及び「介護保険移行準備病棟」については、削除せず、従来どおり調査事項とする必要がある。

なお、「許可病床数等」に関しては、上記3種のほかに、「療養病床（介護保険適用分）」、「老人性認知症疾患療養病棟」及び「経過型介護療養型医療施設」を削除することとしているが、これらについては、必要に応じて、把握を行っている他の統計調査と本調査の調査票情報とを同定・結合することが可能とみられるため、適当である。

（イ）手術等の実施状況

厚生労働省は、「手術等の実施状況」のうち、悪性腫瘍手術の実施件数について、行政需要や報告者負担を考慮した場合、本調査の把握対象は、5大がん（肺、胃、肝臓、大腸及び乳）並びに近年行政による対応が求められている前立腺がん及び子宮がんにと絞るべきであるとして、病院票において、「食道がん」、「胆嚢がん」、「膵臓がん」及び「腎がん」を対象から削除することとしている。

しかしながら、食道がん等の手術は、いずれも難易度が高く、手術の実施件数は、医療施設の機能及びその水準を表していることから、本調査において、食道がん等の手術件数を、手術が行われた医療施設の様々な属性と併せて把握することは、地域における医療提供体制の充実度を評価・分析し、その在り方を探る上できわめて重要であり、削除は、本調査の有用性を大きく低下させると考えられる。

したがって、病院票の「食道がん」、「胆嚢がん」、「膵臓がん」及び「腎がん」については、削除せず、従来どおり調査事項とする必要がある。

なお、一般診療所票においては、「胆嚢がん」を削除する計画が示されているが、これについては、出現が極めてまれなため、適当である。

(ウ) 薬剤管理指導・処方の状況

厚生労働省は、行政需要や報告者負担を考慮した場合、「薬剤管理指導・処方の状況」のうち、「入院患者への薬剤管理指導」の回数は、他に比べ把握の必要性が低いとして、同事項を削除することとしている。

しかしながら、本調査において、薬剤師による入院患者への薬剤管理指導の回数を、薬剤管理指導が行われた医療施設の様々な属性と併せて把握することは、服薬に伴う医療事故の防止策の在り方等を研究する上できわめて重要であり、削除は、本調査の有用性を大きく低下させると考えられる。

したがって、「入院患者への薬剤管理指導」については、削除せず、従来どおり調査事項とする必要がある。

(エ) 病棟における看護職員の勤務体制

厚生労働省は、「病棟における看護職員の勤務体制」欄が複雑で報告者等に負担感があることを主な理由として、同欄のうち、「配置している看護師・准看護師」数を削除し、それに併せて、病棟における看護職員の勤務体制欄を従来の病棟種別から病棟種を統合した形に変更することとしている。

しかしながら、①我が国における看護職員の現在の配置基準は、先進諸外国に比べ、低いものであり、我が国の配置基準の在り方を研究する上で、本調査により把握される看護師数及び准看護師数のデータは不可欠であること、及び②「配置している看護師・准看護師」の中身は、病棟別、交代制別に配置している看護師数及び准看護師数を計上するのみであり、報告者の実際の負担は過度に重いとは考えられないことから、看護師数及び准看護師数を本調査の把握対象から削除することは適当でない。

したがって、「配置している看護師・准看護師」については、削除せず、従来どおり調査事項とする必要がある。

表2：削除する調査事項

削除する調査事項		対象となる調査票
項目	細目	
許可病床数等	療養病床（介護保険適用分）	病院票、一般診療所票
	回復期リハビリテーション病棟、認知症病棟、介護保険移行準備病棟、老人性認知症疾患療養病棟、経過型介護療養型医療施設	
承認等の状況	—	病院票
診療録管理専任従事者	—	病院票
定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施	—	病院票
健診・保健指導	—	病院票、一般診療所票
禁煙外来等	ニコチン依存症管理料の算定	病院票、一般診療所票
保育施設・子育て支援の状況	子育て支援の状況	病院票

医療安全体制	医療安全体制の責任者の専任・兼務の別	病院票、一般診療所票、 歯科診療所票
	医療安全体制の責任者の資格（医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師）	歯科診療所票
	院内感染防止対策のための施設内回診の頻度	一般診療所票
	患者相談担当者の配置の有無	一般診療所票、歯科診療所票
特殊診療設備	広範囲熱傷特定集中治療室	病院票
手術等の実施状況	LDRの有無	病院票
	悪性腫瘍手術（食道がん、胆嚢がん、膵臓がん、腎がん）	病院票
	悪性腫瘍手術（胆嚢がん）	一般診療所票
	歯周外科手術及び骨折・顎骨腫瘍手術等	歯科診療所票
歯科設備	生体モニター、超音波歯石除去器、口腔内画像処理システム	病院票、一般診療所票、 歯科診療所票
薬剤管理指導・処方の状況	入院患者への薬剤管理指導	病院票
病棟における看護職員の勤務体制	配置している看護師・准看護師	病院票
歯みがき指導室	—	歯科診療所票
従事者数	介輔（沖縄県のみ）	一般診療所票

ウ その他の変更

厚生労働省は、調査事項について、追加及び削除以外に表3に掲げる変更を行うことを計画している。

科目別医師数に係る変更は、主に報告者負担の軽減を、また、従事者数に係る変更は、歯科診療報酬制度を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的としており、適当である。

表3：追加及び削除以外の変更を行う調査事項

変更する調査事項	変更内容	対象となる調査票
科目別医師数	複数の診療科目で診療している医師について、診療時間に応じて各科目に分割計上する取扱いをやめ、主に診療している科目に一括計上する。	病院票
従事者数	歯科衛生士及び歯科技工士について、常勤換算のみの把握から、常勤と非常勤（常勤換算）に分けた把握に変更する。	歯科診療所票

(2) 調査方法

厚生労働省は、本調査の調査票のうち、病院票について、政府統計共同利用システム（以下「共同システム」という。）を用いたオンライン調査を導入することを計画している。

これについては、本調査に係る前回の統計委員会の答申（平成20年4月14日付け府統委第54号）において、今後の課題とされた事項に対応するものであり、適当である。

なお、一般診療所票及び歯科診療所票については、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により調査を実施^(注)することとしている。

本調査では、地方公共団体が、審査事務の一環として、提出された調査票と手持ちの台帳との照合を行っているが、現在の共同システムには、この照合作業を円滑に行うための機能までは組み込まれていない。このため、報告者数が病院票（約 8,700）に比べてはるかに多い一般診療所票（約 10 万 1200）及び歯科診療所票（約 6 万 9000）も含めて一斉にオンライン調査を導入すると、審査を行う地方公共団体の事務負担が急激に増加するおそれ大きい。

したがって、病院票以外について、オンライン調査の導入を見送ることはやむを得ない。

（注）厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。

3 今後の課題

上記 2（2）のとおり、今回、一般診療所票及び歯科診療所票について、共同システムを用いたオンライン調査の導入を見送ることは、やむを得ない。

しかしながら、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経路機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。

したがって、今後、一般診療所票及び歯科診療所票についても共同システムを用いたオンライン調査を導入することに関して、共同システムの改修状況や病院票におけるオンライン調査の利用実績等を踏まえて検討を進める必要がある。



(資料3の参考資料)

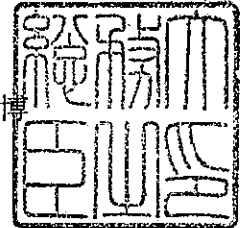
総政企第290号

平成22年12月17日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣
片山善博



諮問第32号

医療施設調査の変更について（諮問）

標記調査について、平成22年11月26日付け厚生労働省発統1126第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(医療施設調査(基幹統計調査)の変更について)

1 調査の目的等

医療施設調査は、医療施設(病院及び診療所をいう。以下同じ。)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

医療施設調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計である医療施設統計(指定統計第65号)を作成するための調査として、昭和28年に創設され、昭和47年までは毎年調査が行われたが、昭和48年に調査計画が見直され、医療施設から診療体制、診療実績、医療設備等の詳細な情報を徴集する静態調査は、昭和50年以降3年周期で、都道府県等から医療施設の異動状況(新設、廃止等)に関する情報を徴集する動態調査は、昭和48年以降毎月実施することとされた。

その後、平成21年4月には、新統計法(平成19年法律第53号)が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられ、現在に至っている。

なお、前回の静態調査は、平成20年に実施されたところである。

2 申請の趣旨

医療をめぐる社会情勢や施策の動向、報告者負担等を踏まえ、主に静態調査において、調査事項の変更を行うほか、報告者負担軽減の観点から、静態調査において、調査方法を多様化する。

3 主な申請内容

(1) 調査事項の変更

ア 調査事項の追加

(ア) 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加

産科、小児・周産期医療に係る施策の検討に要する資料を得るため、「助産師外来の有無」、「新生児治療回復室(GCU)の病床数及び取扱患者延べ人数」、「院内助産所の有無」等を静態調査の調査事項として追加する。

(イ) 医療安全に関連する調査事項の追加

医療安全に係る施策の検討に要する資料を得るため、「内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定状況」及び「院内感染防止対策の専任担当の有無及び人数」を静態調査の調査事項として追加する。

(ウ) その他の医療施策上の需要に応じた調査事項の追加

医師不足対策等の様々な施策の検討に要する資料を得るため、「医師事務作業補助者の有無及び人数」、「陰圧室の病床数及び取扱患者延べ人数」、「新人看護職員研修の状況」等を静態調査の調査事項として追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 行政記録情報等の活用による調査事項の削除

行政記録情報等を活用することにより、従来、静態調査で調査事項とされていた「療養病床（介護保険適用分）数」、「入院患者への薬剤管理指導の回数」、「地域医療支援病院、災害拠点病院等への該当の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「食道がん、胆嚢がん手術等の件数」等を削除する。

(イ) 引き続き把握する必要性が低い調査事項の削除

これまでの調査でおおむね実態が把握できており、上記アの調査事項の追加による報告者負担の増加を考慮した場合、引き続き調査する必要性が相対的に低いと考えられることから、従来、静態調査で調査事項とされていた「診療録管理専任従事者の有無及び人数」、「定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の有無」等を削除する。

(2) 調査方法の変更

静態調査においては、従来、調査票の配布及び回収を郵送のみで行っていたが、調査票の作成及び提出方法を多様化し、報告者負担を軽減させるため、静態調査のうち病院票において、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入する。

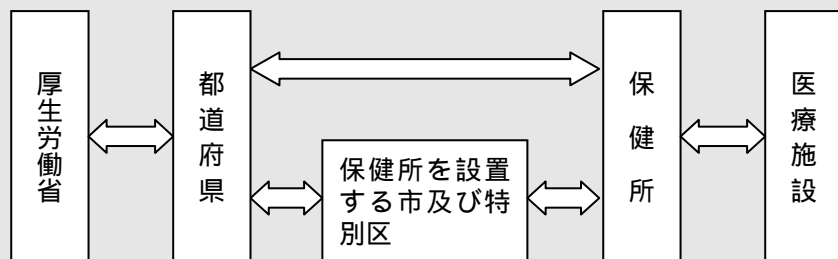
平成 23 年 医療施設調査の概要

調査の目的

医療施設（病院及び診療所）について、分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

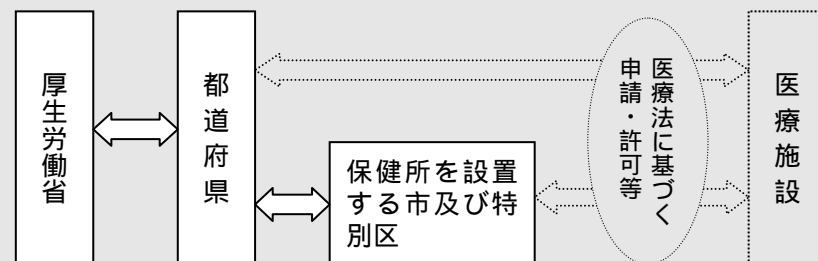
静態調査

- 【報告者】 医療施設（全数：約 17 万 9 千施設）
- 【周期】 3 年
- 【調査事項】 診療科目、設備、従事者数、許可病床数、診療・検査の実施状況等
- 【調査方法】 郵送又はオンライン（一部の調査票のみ）自計報告



動態調査

- 【報告者】 医療法に基づき医療施設に係る許可、届出の受理等を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区（全数）
- 【周期】 毎月
- 【調査事項】 開設や廃止等を行った医療施設に係る診療科目、従事者数、許可病床数等
- 【調査方法】 郵送又はオンライン自計報告



静態調査の結果に動態調査の結果を反映させることで、医療施設の最新の状況を把握

平成23年医療施設調査の主な改正内容

調査事項の見直し

追加事項

1. 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加

- ◎ 病院に在籍する保育士数を追加〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 専門外来の設置状況に、助産師外来の有無を追加〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 特殊診療設備の状況に、新生児治療回復室（GCU）の病床数及び取扱患者延べ人数を追加〔病院票〕
- ◎ 分娩の取扱に、院内助産所の有無を追加〔病院票、一般診療所票〕

2. 医療安全に関連する調査事項の追加

- ◎ 処方の状況等に、内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定状況を追加〔病院票〕
- ◎ 医療安全体制に、院内感染防止対策の専任担当者の有無及び人数を追加〔病院票〕

3. その他の政策ニーズに応じた調査事項の追加

- ◎ 医師事務作業補助者の有無及び人数を追加〔病院票〕
- ◎ 特殊診療設備の状況に、陰圧室の病床数及び取扱患者延べ人数を追加〔病院票〕
- ◎ 新人看護職員研修の状況を追加〔病院票〕
- ◎ インプラント手術の実施件数を追加〔歯科診療所票〕

削除事項

1. 行政記録情報等の活用による調査事項の削除

- ◎ 許可病床数から、療養病床（介護保険適用分）、回復期リハビリテーション病棟、認知症病棟、介護保険移行準備病棟等を削除〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 処方状況等から、入院患者への薬剤管理指導の回数を削除〔病院票〕
- ◎ 地域医療支援病院、災害拠点病院、開放型病院及び在宅療養支援病院への該当の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 健診・保健指導の実施状況を削除〔病院票、一般診療所票〕
- ◎ 手術等の実施状況から、食道がん、胆嚢がん手術等の件数を削除〔病院票、一般診療所票〕

2. 引き続き把握する必要性が低い調査事項の削除

- ◎ 診療録管理専任従事者の有無及び人数を削除〔病院票〕
- ◎ 定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 分娩の取扱状況から、居室型分娩室（LDR）の有無を削除〔病院票〕
- ◎ 手術等の実施状況から、歯周外科手術及び骨折・顎骨腫瘍手術等の実施の有無を削除〔歯科診療所票〕

調査方法の多様化

病院票において政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入

医療施設調査結果の利用状況

医療行政等の施策への利用

施設数、病床数、診療科目別施設数は最も基礎的なデータとして利用されている。

1 医療提供体制関係

医療提供体制・医療計画等の見直しのための基礎資料（都道府県別医療施設数・病床数、都道府県別医療施設・病床数人口10万対）

「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会資料： 「日本と欧米諸国の病院の国際比較について」

医療施設体系のあり方に関する検討会資料： 医療提供体制の現状

医師の需給に関する検討会資料： 医療施設調査の概況

2 診療報酬関係

診療報酬改定検討の際の基礎資料

医療保険制度の施策策定の基礎資料（データリンケージした医療費統計（医療費の動向）を利用）

3 その他

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）： 施策に関する数値目標の新生児集中治療管理室（NICU）病床数

がん対策推進基本計画中間報告書（平成22年6月15日厚生労働省）： 緩和ケアチームを設置している医療機関数等

今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会資料： 精神病床のみを有する病院における他の診療科の標ぼう状況

政策評価の指標

都道府県における保健統計年報等行政資料

他の統計調査の標本設計における利用

患者調査、社会医療診療行為別調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供

白書等における分析での利用

OECD (Health Data) への報告： 医療機器の設置状況等

厚生労働白書： 施設数・病床数等

「WHO西太平洋地域加盟保健状況調査」等